

1 請求代表者の住所及び氏名

伊佐市大口宮人628番地88	岡野 文男
伊佐市菱刈川北1672番地	西 幸博
伊佐市大口曾木2476番地	古城 恵人
伊佐市菱刈前目1680番地 1	福山 信子
伊佐市菱刈前目2006番地 1	井上 公一
伊佐市菱刈川南355番地	木場 敏昭
伊佐市大口目丸619番地 4	志築 雄一郎
伊佐市大口下殿633番地18	萩原 敏郎
伊佐市大口青木1126番地	早水 正典
伊佐市大口原田937番地 3	水溜 陽一
伊佐市大口原田592番地 2	清水 りえ
伊佐市大口堂崎539番地 9	前田 広則
伊佐市大口篠原1583番地 4	横山 稔
伊佐市大口山野4128番地	諏訪下 長彦
伊佐市大口堂崎120番地	西 隆久
伊佐市大口針持3117番地 1	大野 享美

## 2 請求の要旨

現在、伊佐市はふれあいセンター大規模改修とともに新庁舎の建設を進めています。大口庁舎は老朽化しており、市民と職員の安全を確保するためにも建て替え自体は必要です。しかし、現計画は事業費が少なくとも約80億円にものぼり、あまりに高額です。

伊佐市は合併以来、平均して年に500人ずつ人口が減少し、最近では1年に生まれる子どもの数は100人程度、高齢者の比率は約42%です。2050年には人口1万3千332人となり、働いて税金を払う世代は半減する一方、住民のおよそ二人に一人が高齢者になると予測されています。

人口が半減し、それ以上に働く世代の割合は減っていくのに、いまの財政の基準で計算して子どもや孫世代にこの事業の分だけで30年も借金返済をさせるのは負担が大きすぎます。ふるさとに残る若者がますます減ってしまうことになりかねません。せめて、若い世代の声を聞いてからにすべきです。

高額で大きな庁舎ができて、それだけで市民生活が良くなる訳ではありません。市民が望んでいるのは人口規模に見合った必要最小限の庁舎であり、毎日の生活が少しでも良くなることです。子育て、教育、福祉、そして基幹産業である農畜産業の支援に予算を使ってもらいたいのです。

すでに昨年8月に庁舎建設の予算と庁舎の位置を変更する条例が議会で可決されたことは承知しています。しかし、市民に対する説明は全く足りていません。むしろ、市民の多くが高すぎる事業費に反対の気持ちを持っていると感じています。80億円規模の現計画をこのまま進めるかどうか、市民が意見を表明できる機会が必要だと私たちは考えます。

以上の理由から、80億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定を請求します。

# 伊佐市新庁舎建設80億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、新庁舎建設について、住民の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「投票」という）を行う。

- (1) 新庁舎建設80億円規模の現計画に賛成
- (2) 新庁舎建設80億円規模の現計画に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を伊佐市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該

期日前投票を行う日。次項において同じ。)において本市に住所を有していない者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別が難しいもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を

明確にするために必要な新庁舎建設に関する情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第11条 市長その他関係団体は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他の投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示)

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の取扱い)

第15条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○をつける欄
新庁舎80億円規模の建設に反対	新庁舎80億円規模の建設に賛成	選択肢

令和六年執行  
伊佐市新庁舎建設に関する住民投票  
印

<注 意>  
1 伊佐市新庁舎建設に関し、あなたが良いと思う選択肢の上に○をつける欄に○をつけてください。  
2 ○のほかは、何も書かないでください。

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- 2 用紙の色はクリーム色とし、印刷の文字は黒色とする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込印とする。